海水分析結果 <港湾内, 放水口付近> (Cs詳細分析)

		分析項目		
採取地点	採取日時	Cs-134	Cs-137	
		(Bq/L)	(Bq/L)	
1F 港湾口	2025/10/06 07:07	2025/10/06 07:07 < 1.3E-03		
1F 5,6号機放水口北側 ^{※1} (T-1)	2025/10/06 07:40	< 1.2E-03	5.8E-02	
1F 南放水口付近 ^{※ 2} (T-2)	2025/10/06 08:11	< 1.0E-03	3.4E-02	
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※3}		1.0E+01	1.0E+01	

- ・不等号(<:小なり)は検出限界値未満(ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ \bigcirc . \bigcirc E \pm \bigcirc とは、 \bigcirc . \bigcirc ×10 $^{\pm \bigcirc}$ であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・分析機関:(一財)九州環境管理協会
- ・詳細分析(リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法)による分析結果を記載
- ※1 5,6号機放水口から北側に約30m地点
- ※2 試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。
- ※3 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標
- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 https://www.tepco.co.jp/press/report/

海水分析結果 <沿岸> (γ)

		分析項目		
採取地点	採取日時	Cs-134	Cs-137	
		(Bq/L)	(Bq/L)	
2F 北放水口付近 ^{※1} (T-3)	2025/09/30 09:50	< 1.3E-03	1.3E-02	
2 F 岩沢海岸付近 ^{※2} (T-4)	2025/09/30 08:36	< 1.2E-03	1.2E-02	
請戸港南側 ^{※3} (T-6)	2025/09/30 07:14	< 1.1E-03	1.2E-02	
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※4}		1.0E+01	1.0E+01	

- ・海水の採取深度は表層
- ・不等号(<:小なり)は、検出限界値未満(ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・○.○E±○とは, ○.○×10^{±○}であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・詳細分析(リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法)による分析結果を記載
- ・分析機関:東京パワーテクノロジー(株)
- ※1 福島第二 3,4号機放水口付近(福島第一から約10km地点)
- ※2 福島第二 1,2号機放水口から南側に約7km地点(福島第一から約16km地点)
- ※3 福島第一 5,6号機放水口から北側に約5.5km地点
- ※4 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標
- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 https://www.tepco.co.jp/press/report/

海水分析結果 <沿岸> (全β・H-3・γ)

		分析項目			
採取地点	採取日時	全β	H-3 ^{**1}	Cs-134 ^{×2}	Cs-137 ^{×2}
		(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)
2 F 北放水口付近 ^{※3} (T-3)	2025/09/24 09:10	_	< 3.2E-01	< 1.1E-03	1.1E-02
請戸港南側 ^{※4} (T-6)	2025/09/24 06:43	_	7.9E-01	< 1.2E-03	1.0E-02
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※5}			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・海水の採取深度は表層
- ・不等号(<:小なり)は,検出限界値未満(ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ \bigcirc . \bigcirc E \pm \bigcirc とは、 \bigcirc . \bigcirc ×10 $^{\pm \bigcirc}$ であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・H-3以外は既にお知らせ済み。
- ※1 分析機関:化研(株)
- ※2 分析機関:東京パワーテクノロジー(株)
- ※3 福島第二 3,4号機放水口付近(福島第一から約10km地点)
- ※4 福島第一 5,6号機放水口から北側に約5.5km地点
- ※5 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, H-3, Cs-134, Cs-137の指標
- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 https://www.tepco.co.jp/press/report/

海水分析結果 <発電所から3km以内> (全β・γ)

		分析項目			
試料名称	採取日時	全β	Cs-134	Cs-137	
		(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)	
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2025/10/26 07:12	ı	< 9.1E-01	< 7.8E-01	
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2025/10/26 06:20	5.3E+00	< 6.9E-01	< 7.8E-01	
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	1	ı	_	_	
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	_	_	_	_	
1F 港湾口東側 (T-0-2)	_	_	_	_	
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	1	ı	_	_	
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	I	1	_	_	
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	1	ı	_	_	
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	_	_	_	_	
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	_	_	_	_	
WHOの飲料水水質ガイ	 イドライン ^{※1}		1.0E+01	1.0E+01	

- ・不等号(<:小なり)は,検出限界値未満(ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・○.○E±○とは, ○.○×10^{±○}であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標
- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 https://www.tepco.co.jp/press/report/
- ※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

海水分析結果 <発電所から3km以内> (全β・H-3・γ)

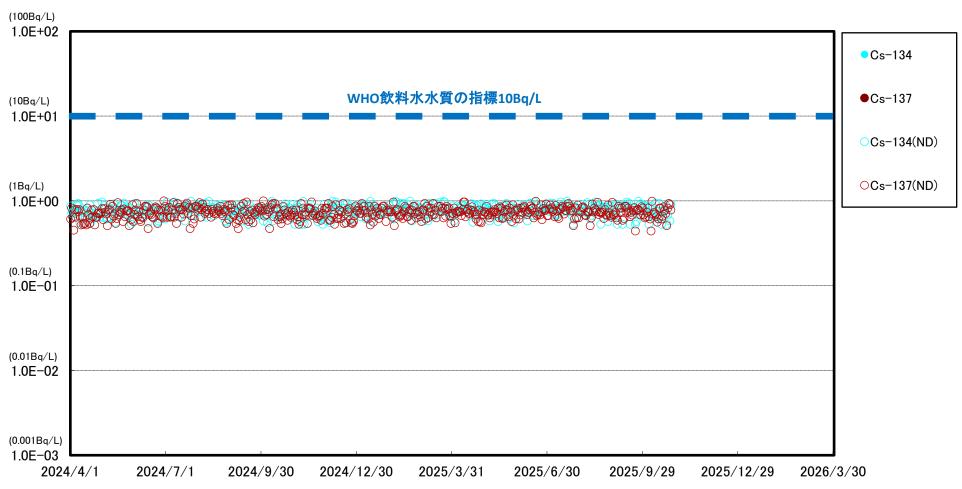
		分析項目			
試料名称	採取日時	全β	H-3 %2	Cs-134	Cs-137
		(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)	(Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2025/10/06 07:40	1.1E+01	< 3.1E-01	< 8.5E-01	< 6.1E-01
1F 南放水口付近 (T-2)※	2025/10/06 08:11	1.1E+01	< 3.1E-01	< 6.4E-01	< 6.3E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2025/10/06 07:00	< 1.3E+01	分析中	< 2.9E-01	< 2.6E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2025/10/06 07:19	< 1.3E+01	分析中	< 3.0E-01	< 3.0E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2025/10/06 08:48	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.4E-01	< 3.6E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2025/10/06 08:39	< 1.3E+01	分析中	< 3.8E-01	< 3.4E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2025/10/06 08:32	< 1.3E+01	分析中	< 3.8E-01	< 2.7E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2025/10/06 07:10	ı	分析中	< 2.1E-01	< 3.5E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2025/10/06 07:25	-	分析中	< 3.2E-01	< 2.8E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2025/10/06 08:23	_	分析中	< 3.5E-01	< 3.5E-01
WHOの飲料水水質力	iイドライン ^{※1}		1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号(く:小なり)は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ \bigcirc . \bigcirc E \pm \bigcirc とは, \bigcirc . \bigcirc ×10 $^{\pm \bigcirc}$ であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は 3.1×10^{1} で31, 3.1E+00は 3.1×10^{0} で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・H-3以外は既にお知らせ済み。
- ※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, H-3, Cs-134, Cs-137の指標
- ※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度(原則,毎月第2月曜日に試料採取)で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では,検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では,検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

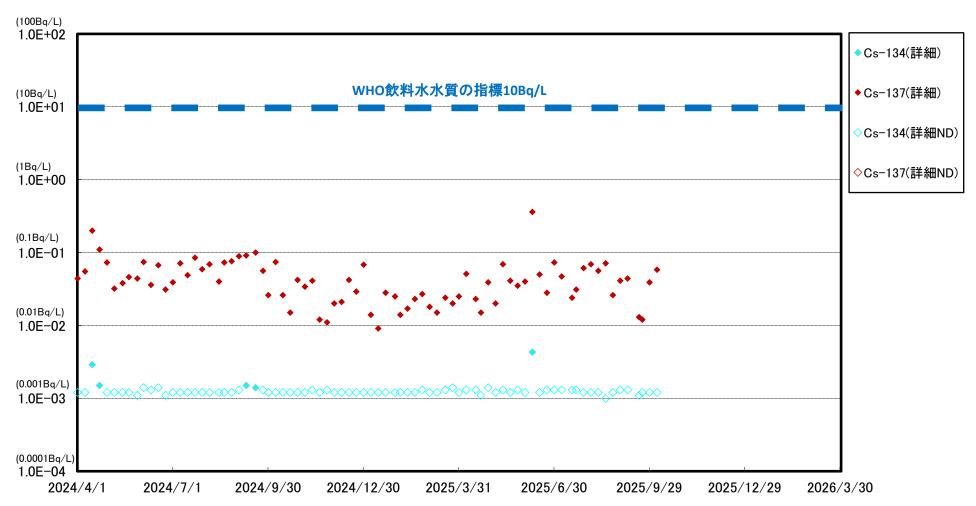
・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 https://www.tepco.co.jp/press/report/ % ※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を $1\sim4$ 号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



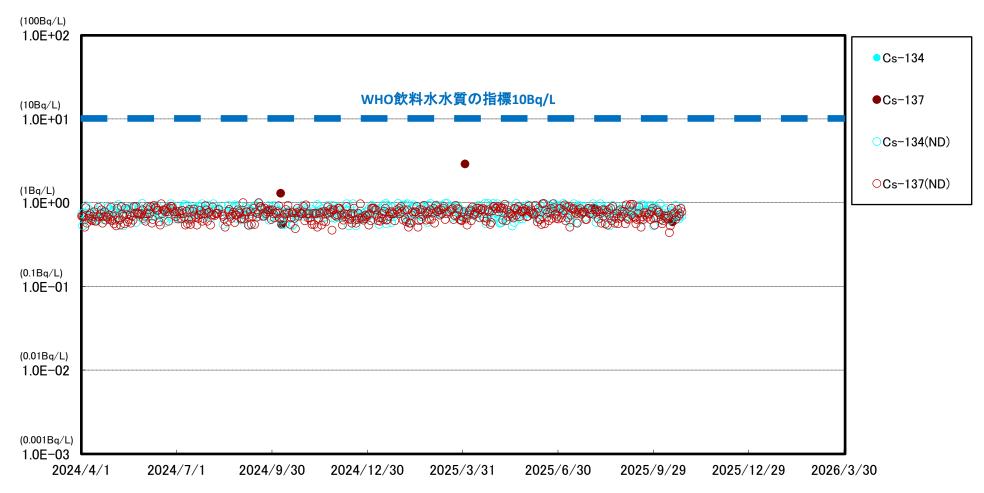
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

福島第一 5.6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



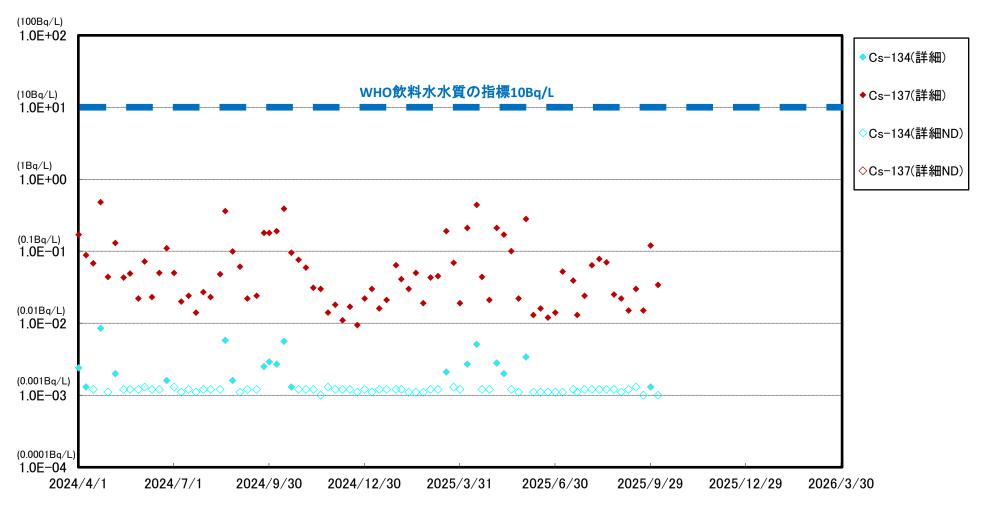
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



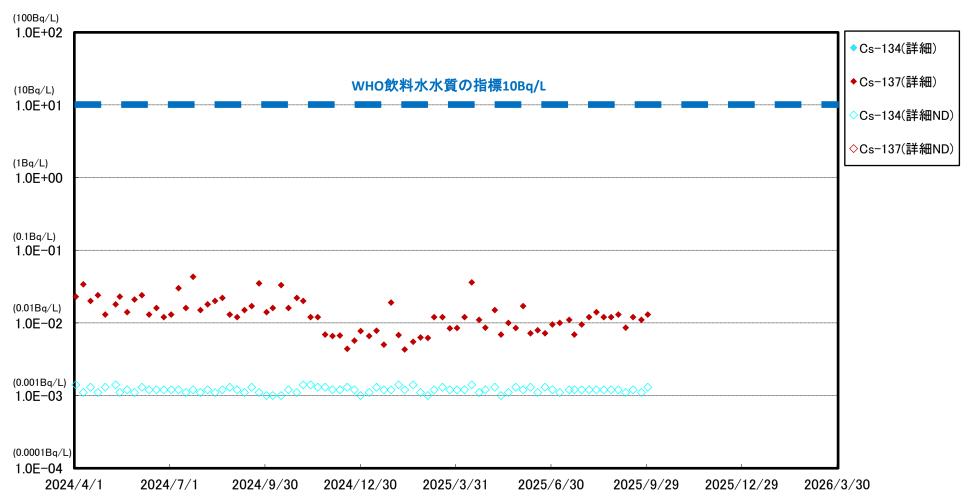
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



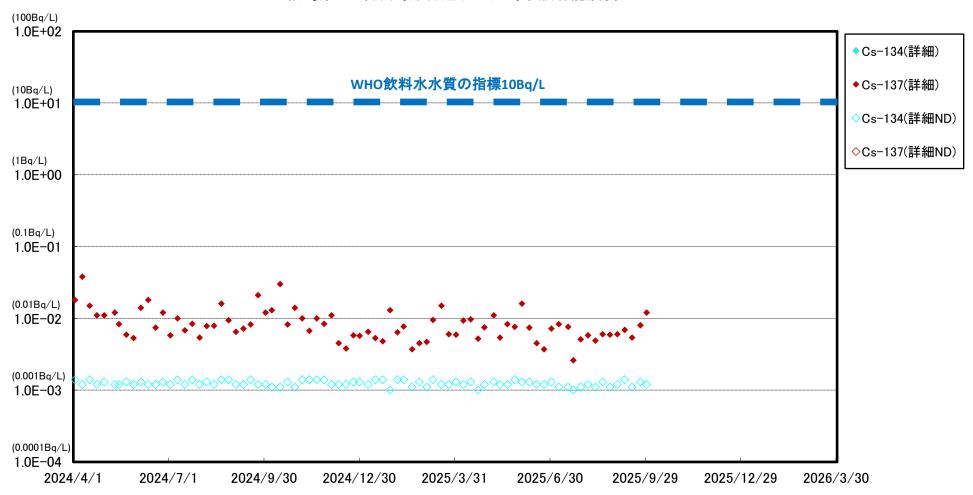
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

福島第二 北放水口付近(T-3) 海水放射能濃度



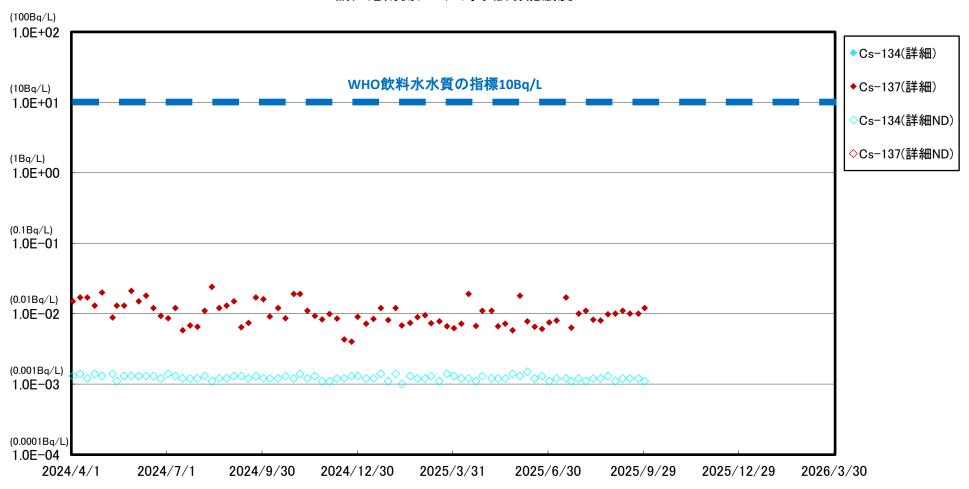
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

福島第二 岩沢海岸付近(T-4) 海水放射能濃度



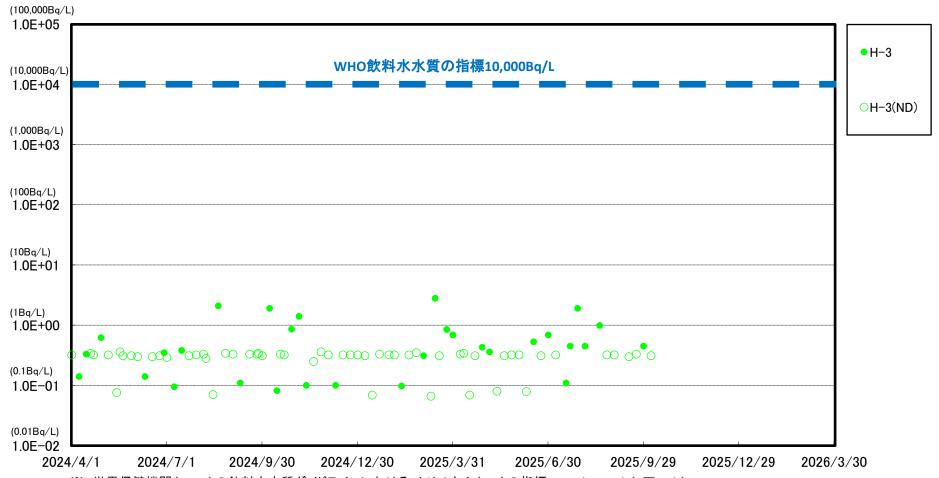
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

請戸港南側(T-6) 海水放射能濃度



- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5.6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度

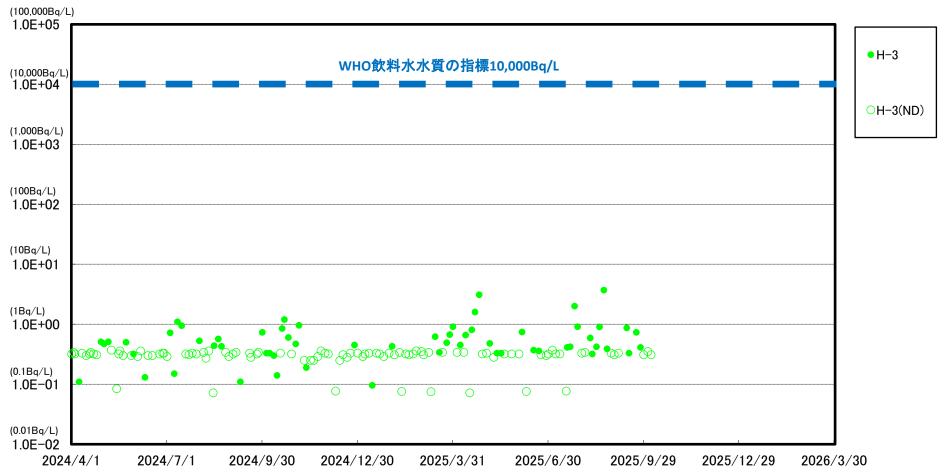


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度

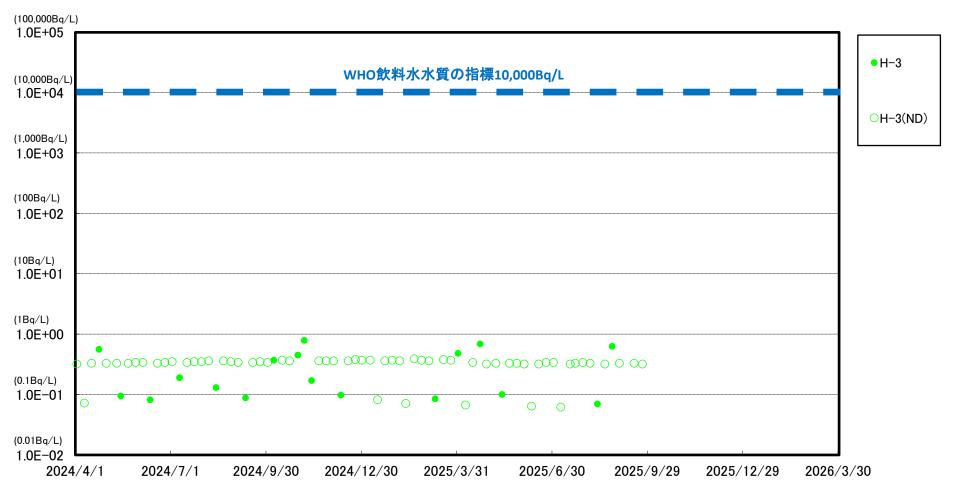


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第二 北放水口付近(T-3) 海水放射能濃度

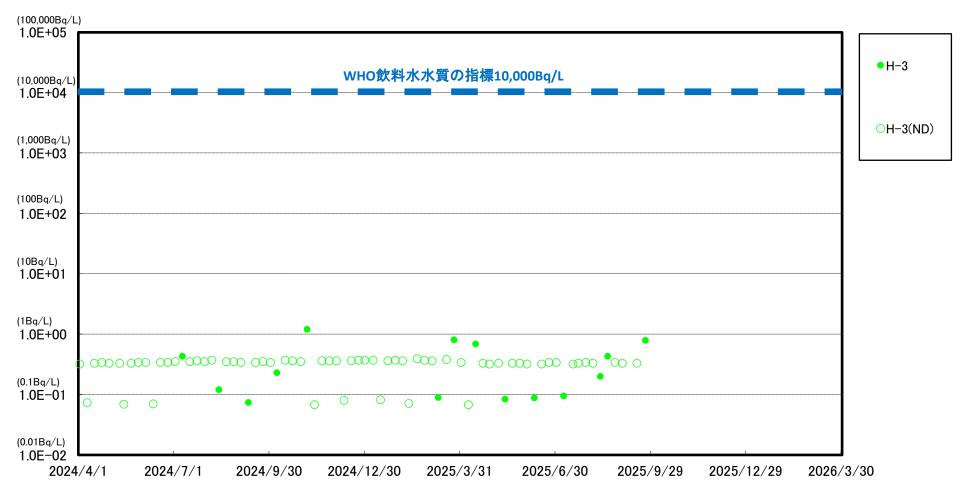


[※] 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

^{※※ (}ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

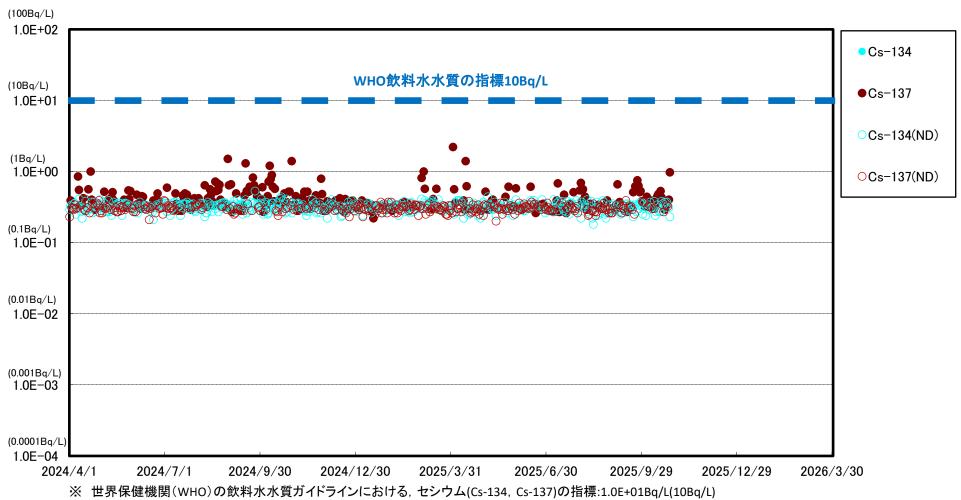
^{※※※ 2023}年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

請戸港南側(T-6) 海水放射能濃度

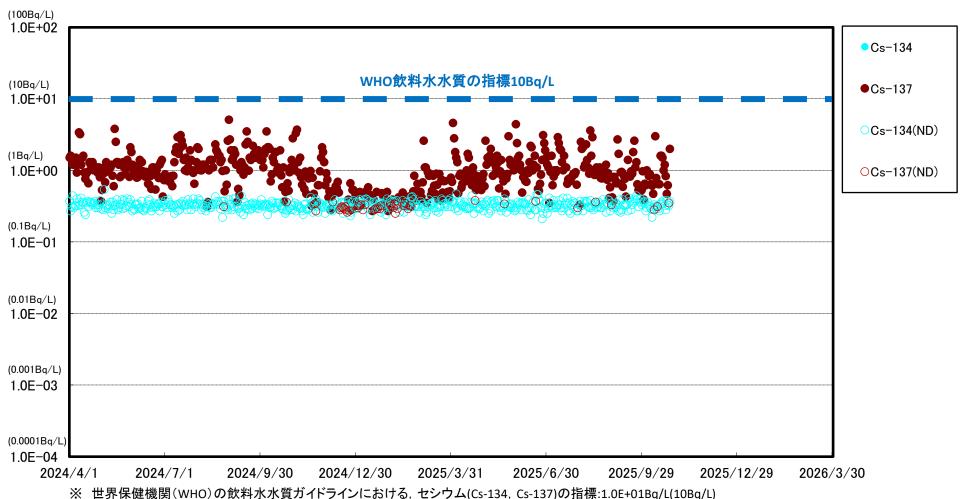


- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
- ※※※ 2023年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 物揚場前海水放射能濃度

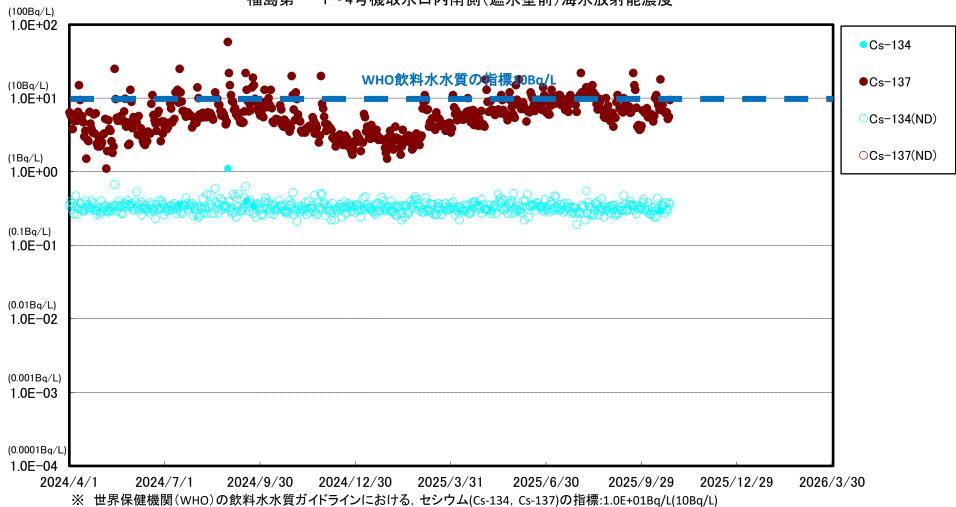


福島第一 1~4号機取水口内北側(東波除堤北側)海水放射能濃度



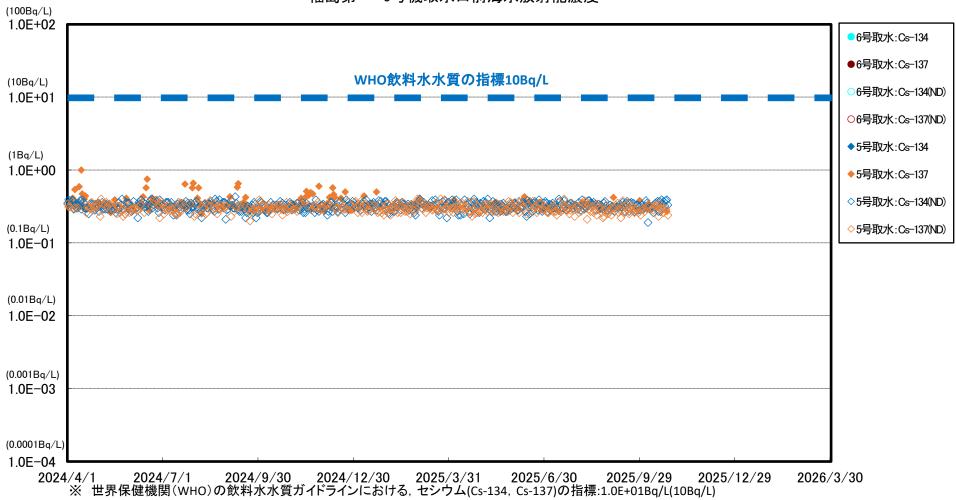
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

福島第一 1~4号機取水口内南側(遮水壁前)海水放射能濃度



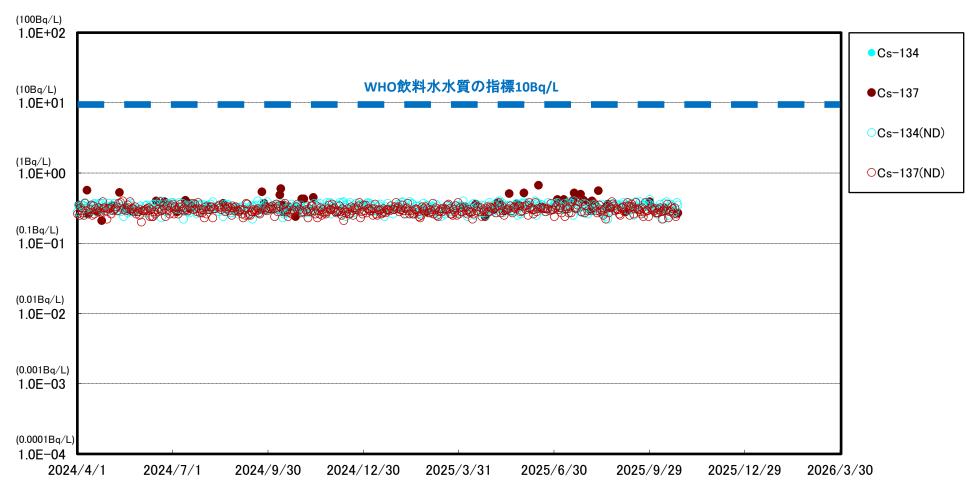
※ 医外保健機関(WHO)の飲料が小質ガイドラインにおける、センラム(cs-134, cs-137)の指標: Literの目的(Liter)に ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5号機取水口前海水放射能濃度



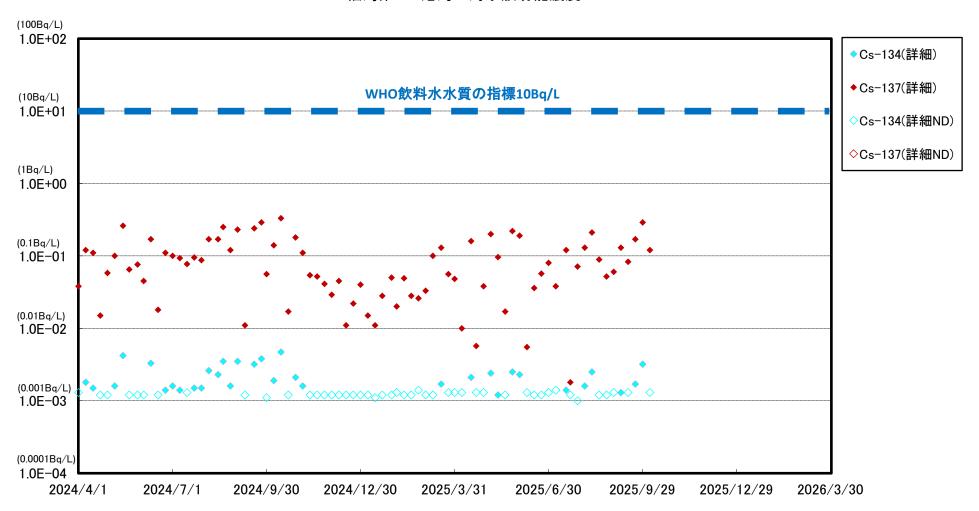
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。 * 2023/7/3 採取地点変更(6号機取水口前⇒5号機取水口前)

福島第一 港湾口海水放射能濃度



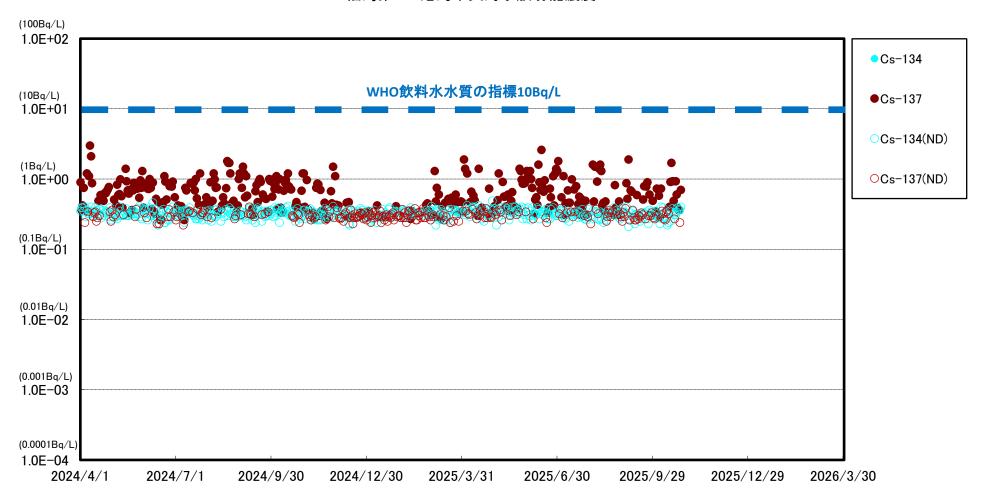
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾口海水放射能濃度



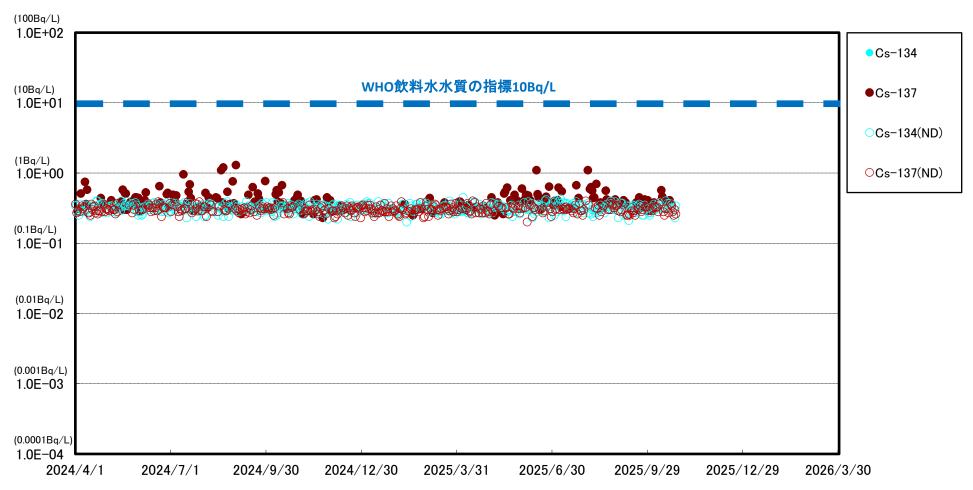
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾中央海水放射能濃度



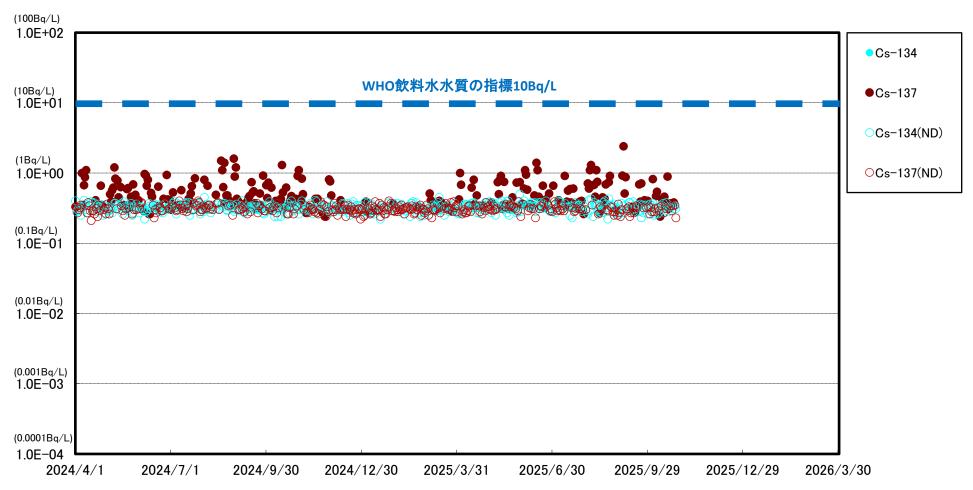
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾内東側海水放射能濃度



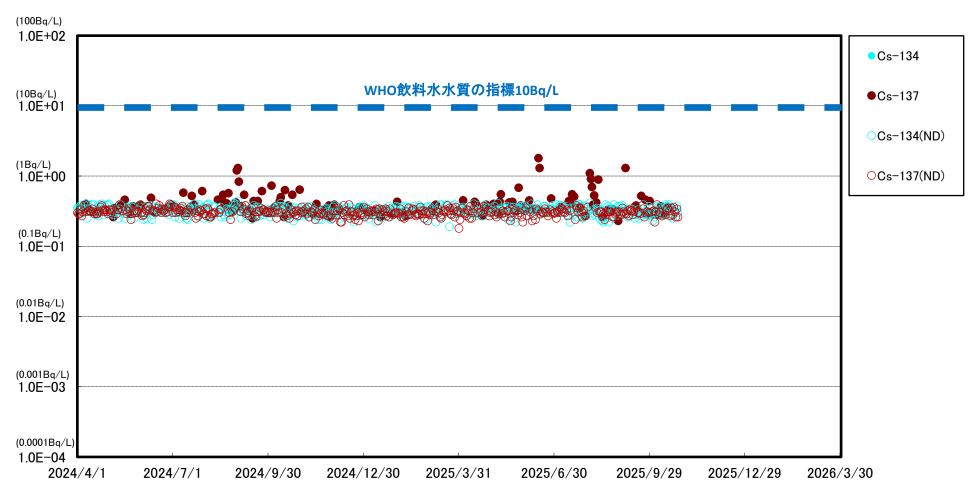
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾内西側海水放射能濃度



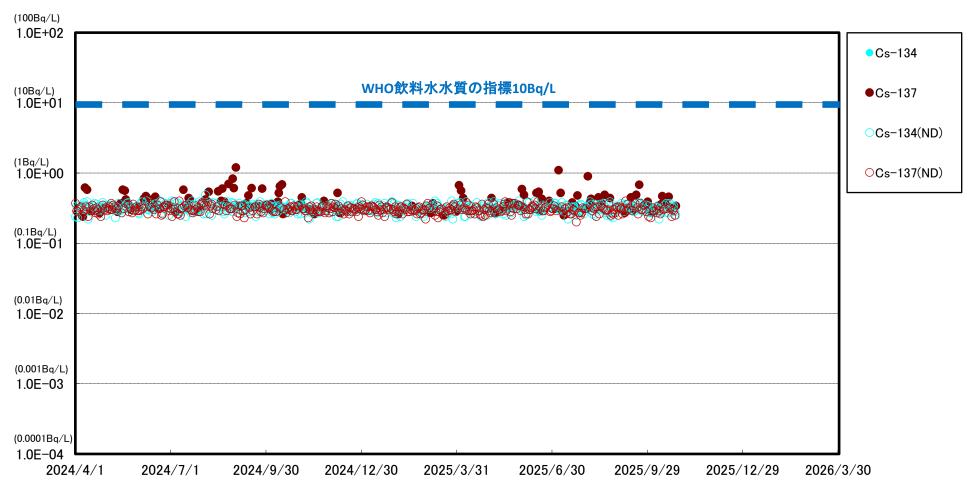
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾内北側海水放射能濃度



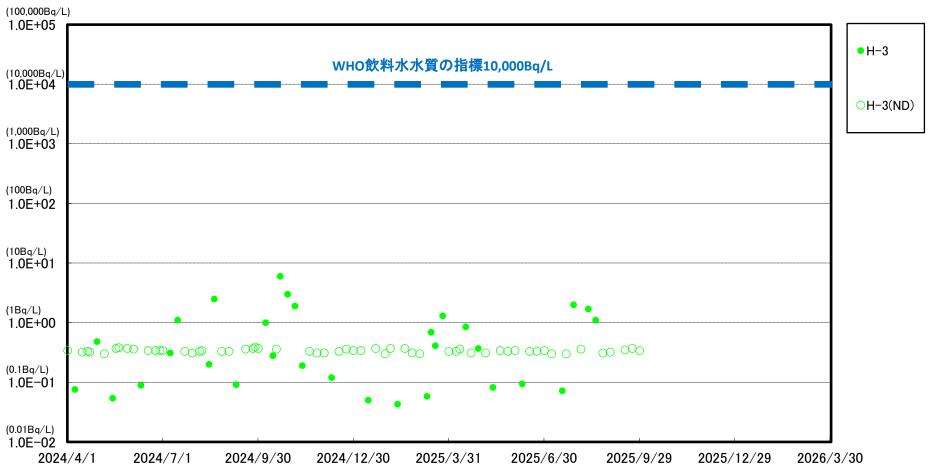
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾内南側海水放射能濃度



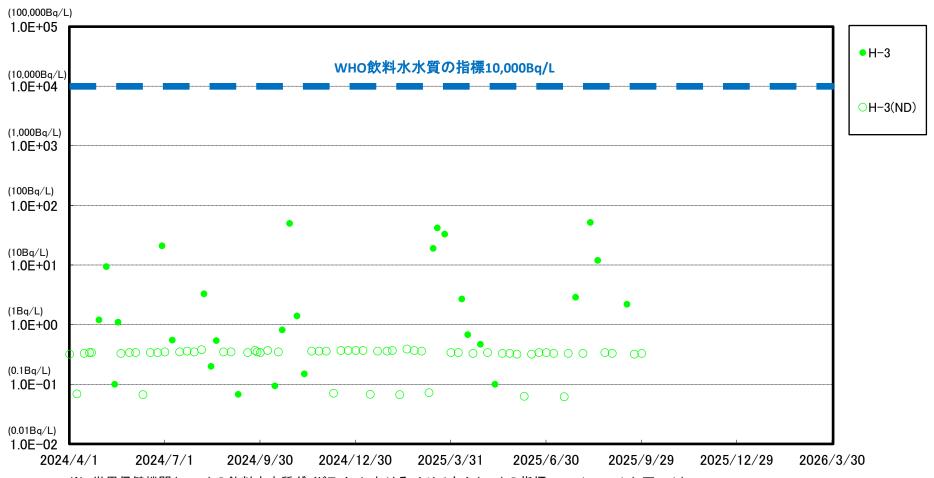
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 北防波堤北側海水放射能濃度



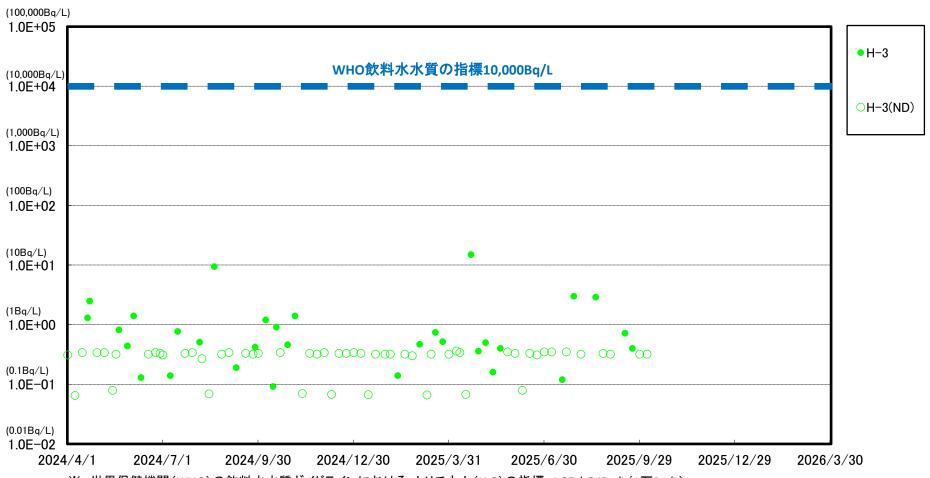
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
- ※※※ 2023年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 港湾口北東側海水放射能濃度



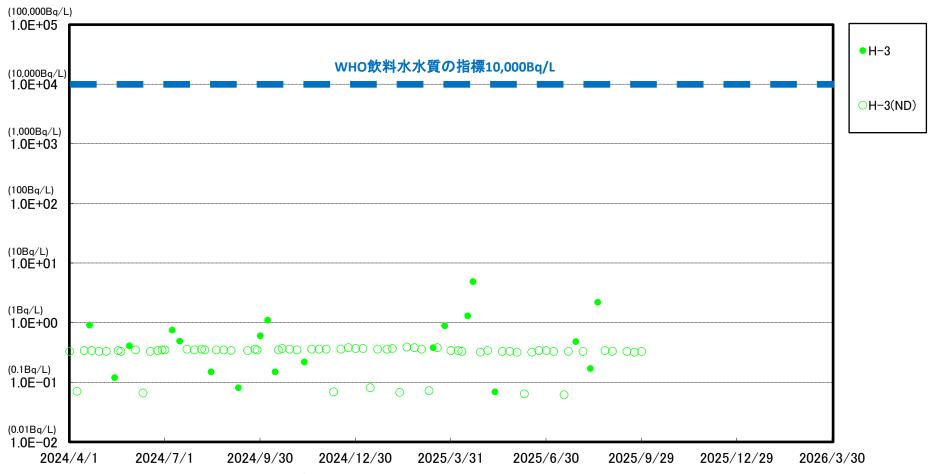
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
- ※※※ 2023年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 港湾口東側海水放射能濃度



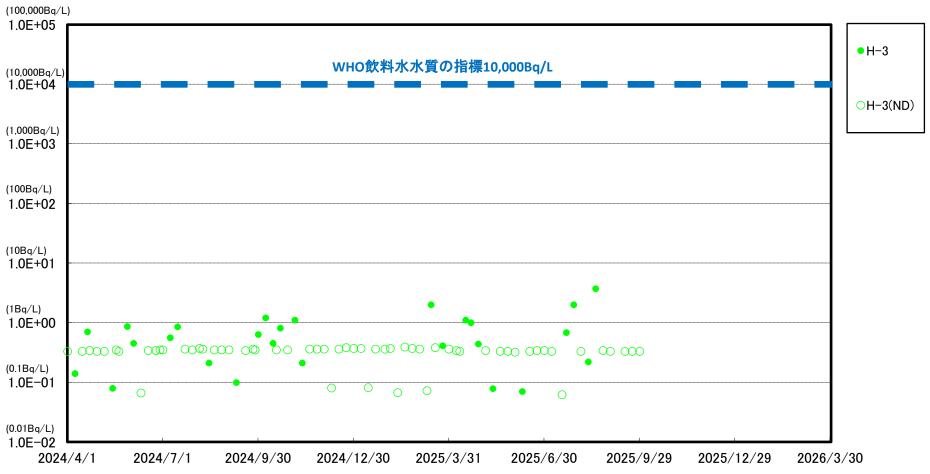
- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bg/L(1万Bg/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
- ※※※ 2023年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 港湾口南東側海水放射能濃度



- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
- ※※※ 2023年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 南防波堤南側海水放射能濃度



- ※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
- ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
- ※※※ 2023年6月 以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)